

近運技保第718号の3  
平成27年2月26日

近畿運輸局長

移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車の経路の変更に関する  
申請手続きの取扱いについて

標記について、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」(平成26年12月26日内閣府国土交通省令第6号)が施行され、空港アクセスバスについて定義がなされたため、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」(平成19年2月1日近運達甲第37-2号、以下「認定要領」という。)を改正したところですが、空港等アクセスバスについては上記省令に基づく届け出期間を考慮し、移動円滑化基準適用除外認定申請についても申請者の負担軽減を図ることとし、また、その他の自動車についても認定車両に係る利便性及び安全性を確保しつつ申請者の負担軽減を図ることとし、下記のとおり取り扱うこととしますので、了知願います。

なお、本取扱いの施行に伴い「移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車の経路変更等に伴う申請手続きの取扱いの変更について」(平成26年6月27日付け近運技保第237号)については廃止します。

記

1. 経路の変更又は追加による申請の取扱い

- (1) 認定要領第3(1)により移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車について  
変更後の経路が適用除外の根拠となった地形の区間を含む場合であって、当該区間を除く経路の変更又は追加については再度の申請を不要とする。
- (2) 認定要領第3(2)により移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車について  
移動円滑化基準適用除外認定を受けた際の条件と変更がない場合に限り、経路の変更又は追加については再度の申請を不要とする。
- (3) 認定要領第3(3)及び(4)により移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車について  
経路の変更又は追加について、運行地域の自治体及び住民と合意がなされている場合又は運行地域の自治体からの要請がある場合、再度の申請を不要とする。

2. 本取扱いにおける注意事項

経路の変更又は追加にあたっては、変更又は追加後の経路が移動円滑化基準適用除外認定を受けた際の条件を満たすものであることを申請者自らが責任をもって確認すること。